

第3期（平成26年度～30年度）  
横浜市  
ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

平成 26 年 4 月

横浜市

**CITY OF YOKOHAMA**

## 「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」

### はじめに

ホームレスの自立の支援等に関する施策の総合的な推進は、平成 14 年 8 月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 105 号。以下「法」という。）により開始されました。開始当時は 10 年間の時限法でしたが、24 年にさらに 5 年間延長され、引き続きホームレスの自立支援を推進しています。

また、法に基づき、国は 15 年 1 月に「ホームレスの実態に関する全国調査」を行い、この結果を踏まえて、同年 7 月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、20 年 7 月及び 25 年 7 月に基本方針を改定しました。

法では、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国又は地方公共団体の責務として、こうした目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付けています。また、地方公共団体においては、必要に応じて、この基本方針等に即し、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しなければならないこととされています。

横浜市では、国の基本方針及び神奈川県の「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を踏まえ、16 年 10 月、及び 21 年 4 月に「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定しました。

この実施計画に基づき、横浜市のホームレスの自立の支援に関わる関係区局が、25 年度までの 5 力年間に取り組むことと定めた 9 つの取組方針に沿って、ホームレスの自立の支援等を推進してきました。

基本方針では、策定後 5 年を目途に方針の見直しを行うこととされています。見直しにあたっては、ホームレスの実態についての調査を実施することとされているため、24 年 1 月に「ホームレスの実態に関する全国調査」を行いました。

調査結果では、ホームレスの数は大幅に減少しているものの、その背後には、次のような様々な居住の不安定を抱える層が存在し、何らかの屋根のある場所と、路上を行き来している状況が確認されました。

- ① 路上生活の固定化・定着化の進行が見られる高齢層
- ② 一方で、人間関係を理由に仕事をやめたり、家庭内の人間関係や借金など多様な要因により、路上生活に陥る若年層
- ③ 路上生活を一度脱却しても、再度路上生活に戻ってしまう層

国はこうした結果を踏まえ、基本方針の見直しを 25 年 7 月に行ないました。

横浜市においても新たな国の基本方針や神奈川県が策定する実施計画に即して、26 年度から 30 年度までの 5 力年間、本市におけるホームレスの実態に応じた施策を計画的かつ効果的に実施するとともに、ホームレス自立支援施策の更なる推進を目的として、新たに実施計画を策定することにより基本的な施策の方向性を明示します。

# 目 次

## 第1 ホームレスに関する現状

- 1 ホームレスの実態に関する全国調査から . . . . . 1
  - (1) ホームレス概数調査結果 . . . . . 1
  - (2) 横浜市におけるホームレスの生活実態調査結果 . . . . . 1
- 2 ホームレス自立支援施策の現状 . . . . . 7
  - (1) 横浜市の施策の経過 . . . . . 7
  - (2) 第2期「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」の内容 . 7
  - (3) 横浜市の主なホームレス自立支援施策 . . . . . 8

## 第2 ホームレス自立支援の推進方策

- 1 基本的な考え方 . . . . . 12
- 2 各課題に対する取組方針 . . . . . 13
  - (1) 就労自立の支援に取り組みます . . . . . 13
  - (2) 居住場所確保の支援に取り組みます . . . . . 13
  - (3) 保健・医療の確保の支援に取り組みます . . . . . 14
  - (4) 個々の状況に応じたきめ細かな支援に取り組みます . . . . . 14
  - (5) 再び路上生活となることを防止する支援に取り組みます . . . . . 15
  - (6) ホームレスとなるおそれのある人への支援に取り組みます . . . . . 16
  - (7) 人権擁護に取り組みます . . . . . 17
  - (8) 地域の生活環境の改善及び安全・安心の確保に取り組みます . . . . . 17
  - (9) 市民や民間団体との連携に取り組みます . . . . . 18

## 第3 ホームレス自立支援施策の推進体制

- 1 庁内推進体制 . . . . . 19
- 2 庁外の関係機関との連携 . . . . . 19
  - (1) 国、神奈川県等関係機関との連携 . . . . . 19
  - (2) 民間団体との連携 . . . . . 19
- 3 実施計画の計画期間等 . . . . . 19
  - (1) 計画期間 . . . . . 19
  - (2) 実施計画の評価と次期計画の策定 . . . . . 19

|        |                                 |    |
|--------|---------------------------------|----|
| 参考資料 1 | ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 . . . . . | 20 |
| 参考資料 2 | 横浜市ホームレス自立支援施設条例 . . . . .      | 24 |
| 参考資料 3 | 第 2 期実施計画取組方針に対する施策評価 . . . . . | 26 |

## 第1 ホームレスに関する現状

### 1 ホームレスの実態に関する全国調査から

国は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号）及び「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成20年7月厚生労働省・国土交通省告示第1号）の見直しを検討するにあたって、政策評価等の実施に必要なデータを得ることを目的に、平成24年1月に「ホームレスの実態に関する全国調査」を実施しました。

調査は、目視による概数調査と個別面接による生活実態調査からなり、生活実態調査は、23年1月の全国調査の結果、50人以上のホームレスが確認された自治体において、約1,300人を対象に行われました。本市においても、111人を対象に聞き取り調査を実施しました。

なお、概数調査は、施策の効果を継続的に把握するために、25年1月にも実施しています。

#### (1) ホームレス概数調査結果（平成25年1月実施）

25年1月の調査では、全国で8,265人（24年1月調査：9,576人）、横浜市では581人（24年調査：609人）のホームレスが確認されました。

政令指定都市（東京23区を含む）では、多い都市から大阪市（1,909人）、東京23区（1,787人）、横浜市（581人）、川崎市（527人）となっています。また、都道府県別では大阪府（2,094人）、東京都（2,006人）、神奈川県（1,395人）となっています。

#### 【横浜市におけるホームレス概数調査結果等の推移】

単位：人

| 調査年月 | 21年1月 | 22年1月 | 23年1月 | 24年1月 | 25年1月 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 男性   | 685   | 702   | 683   | 595   | 566   |
| 女性   | 12    | 8     | 8     | 14    | 15    |
| 合計   | 697   | 710   | 691   | 609   | 581   |

#### (2) 横浜市におけるホームレスの生活実態調査結果（平成24年1月実施）

市内において、調査協力を得られた111人のホームレスに対する聞き取り調査の結果は次のとおりです。

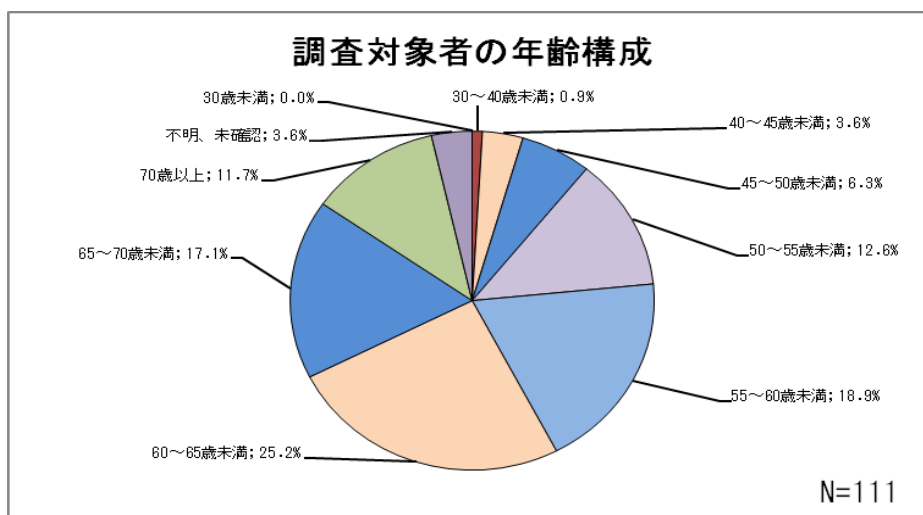
##### ア 年齢

ホームレスの平均年齢は約59.8歳でした。また50歳から64歳までが56.7%で、65歳以上の高齢者が28.8%でした。

平成19年調査を振り返ってみると、ホームレスの平均年齢は53.7歳で、50歳から64歳までが52.5%、65歳以上の高齢者は20%となっていました。

本市においてもホームレスの高齢化がさらに進んでいます。

【図 1】



※以下、Nは調査対象者 111 人のうちの有効回答数

## イ 路上生活の状況

直近の路上生活期間は、最も多い層で 1 年以上 3 年未満の 27.0%であり、1 年未満の人の合計は 20.7%でした。3 年以上の長期間路上生活にある人は、52.2%でした。

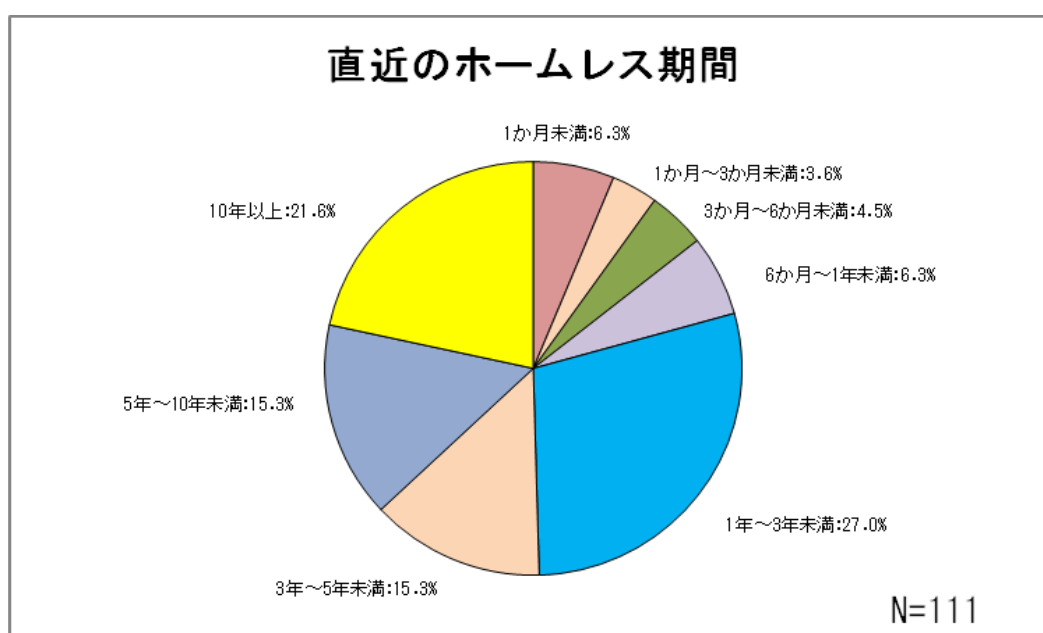
19 年調査では、1 年以上 3 年未満の人は、22.5%、1 年未満の人は 32.5%、3 年以上の人は、45%でした。本市でも概ね路上生活の長期化傾向が見られます。

仕事と収入の状況については、仕事をしていると回答した人は 40.5%でした。仕事内容は、廃品回収が 75.6%となっており、月収は 2 万円以上 3 万円未満が 26.7%と最も多く、次いで 3 万円以上 5 万円未満が 24.4%と続いています。

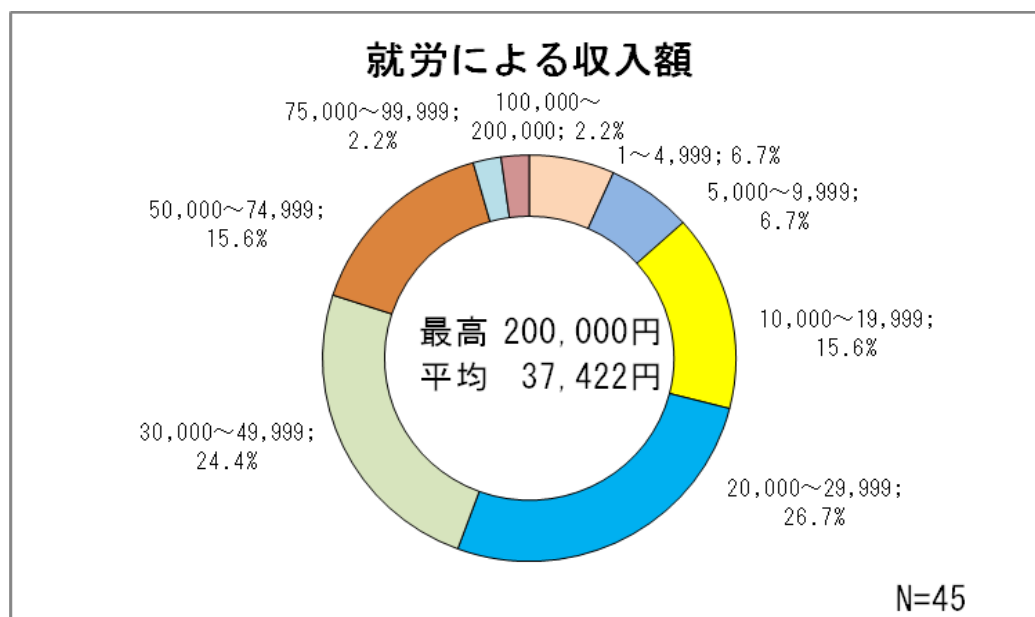
19 年調査を振り返ってみると、仕事内容で最も多かったのは、廃品回収で 74.1%となっていました。

月収では、3 万円以上 5 万円未満が 25.9%と最も多く、次いで 5 万円以上 7 万 5 千円未満、10 万円以上 15 万円未満がそれぞれ 22.2%となっていました。

【図 2】



【図3】



#### ウ 路上生活までのいきさつ

路上生活直前の職業は、建設・採掘作業従事者が51.4%を占めており、次いで、運搬・清掃・包装等従事者が12.6%となっています。また、職業なしと回答した人は3.6%でした。

雇用形態では、常勤職員・従業員（正社員）が43.2%となっています。続いて、臨時・パート・アルバイトが26.1%で、日雇いが17.1%となっています。

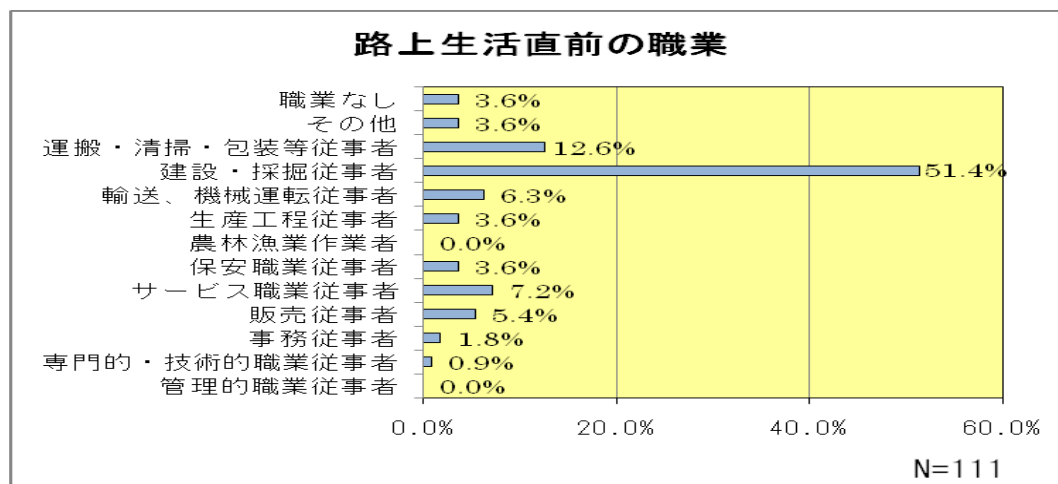
また、路上生活に至った理由としては、「仕事が減った」が31.5%、「倒産・失業」が27.9%となっています。

19年調査では、路上生活直前の職業では、建設作業従事者、建設技能従事者を合わせて47.5%で、製作工程・製造作業従事者及びサービス従事者がそれぞれ12.5%で続いていました。職業なしと回答した人はいませんでした。

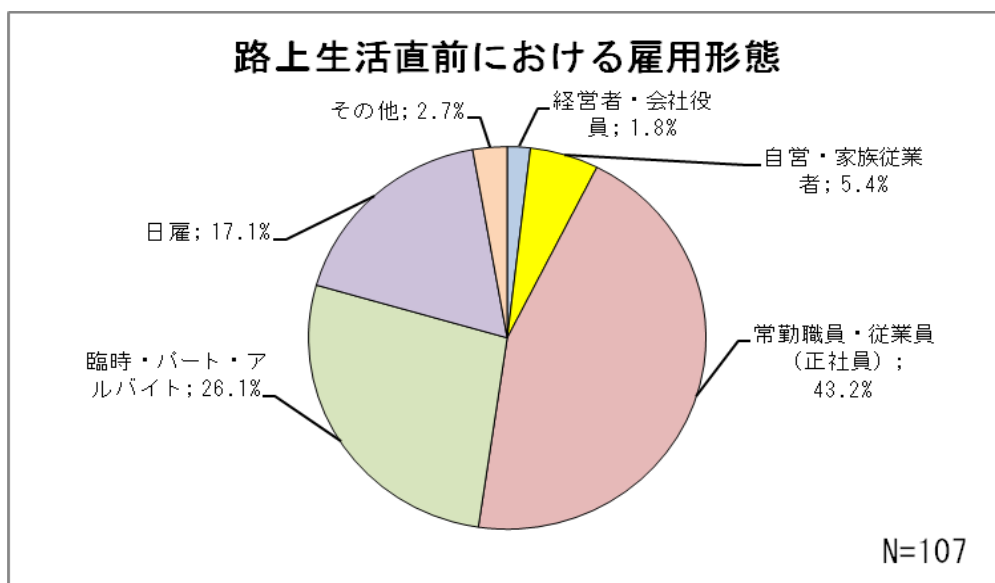
雇用形態では、常勤職員・従業員（正社員）が最も多く55.0%、臨時・パート・アルバイトと日雇いがそれぞれ20.0%となっていました。

路上生活に至った理由は、「仕事が減った」が42.5%、「倒産・失業」が35.0%でした。

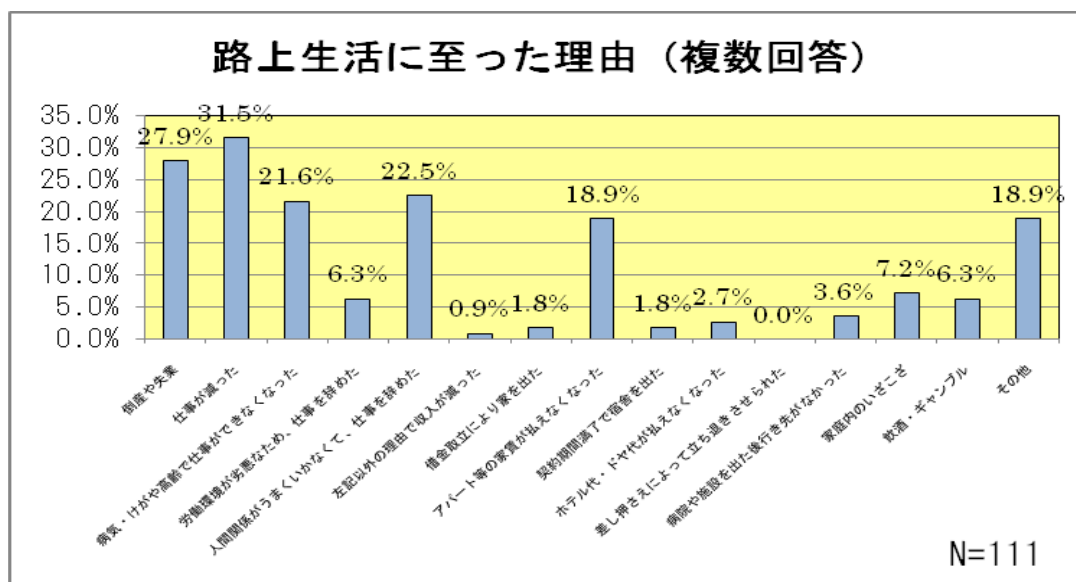
【図4】



【図5】



【図6】



## エ 健康状態と福祉制度の利用状況

健康状態について、不調を訴えている人は 34.2%でした。このうち、治療を受けていない人は 76.3%でした。

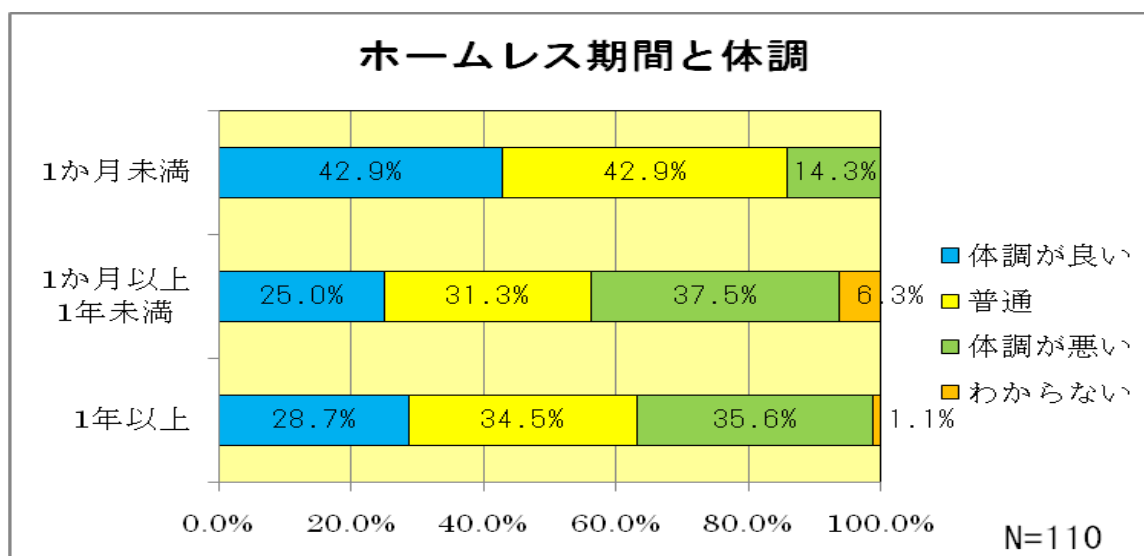
福祉制度の利用状況は、巡回相談員に相談したことのある人が 44.1%、自立支援センターを利用したことがある人が 30.6%、シェルターを利用したことがある人は 16.2%でした。また、生活保護を受けたことのある人は 31.5%でした。

19 年調査を振り返ってみると、体の不調を訴えている人は 32.5%で、このうち治療を受けていない人が 91.7%となっていました。

福祉制度については、巡回相談員に相談したことのある人が 92.5%で、自立支援センターを利用したことがある人が 20.0%、シェルターを利用したことがある人は 12.5%でした。生活保護を受けたことのある人は 25.0%でした。



【図7】



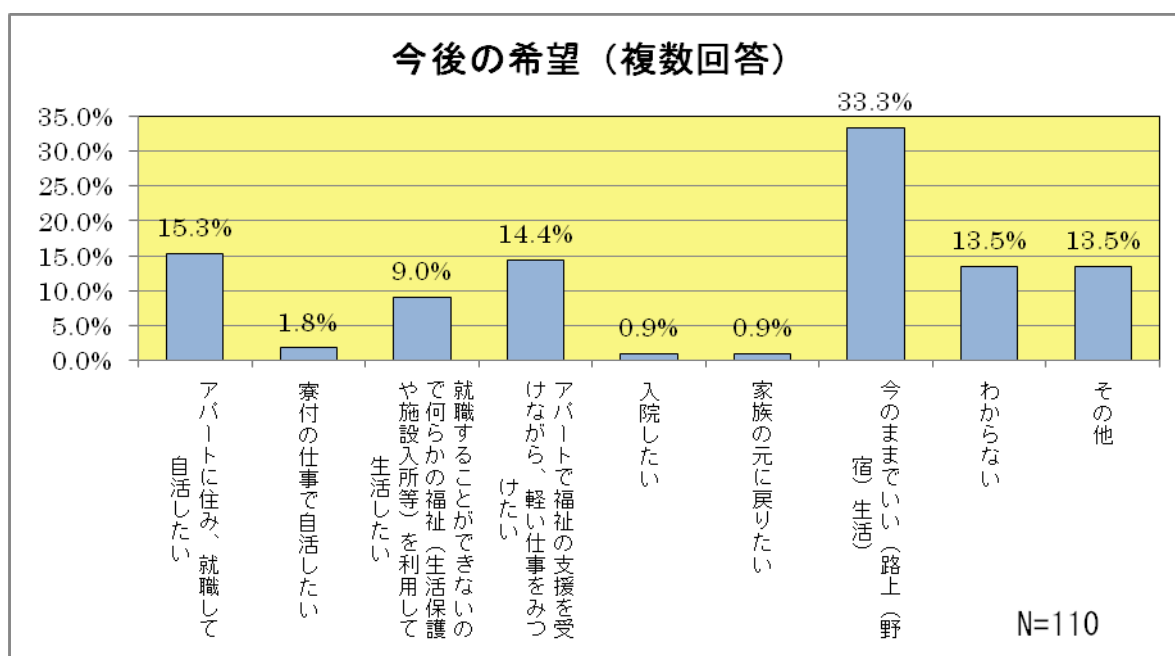
#### オ 自立について

アパートに住み、就職して自活したいという人は 15.3%でした。今のままでいいという人は 33.3%となっています。

19 年調査を振り返ってみると、きちんと就職したいという人は 55.0%、今のままでいいという人は 12.5%でした。

19 年調査とは表現が異なりますが、アパートに住み、就職して自活したいという人が大幅に減少する反面、今のままでいいという人が増加しています。

【図8】



#### カ 生活歴

結婚歴のある人（内縁を含む）は 47.8%でした。また、家族・親族がいると回答した人の内、この1年間で家族・親族と連絡が途絶えている人は 76.9%でした。

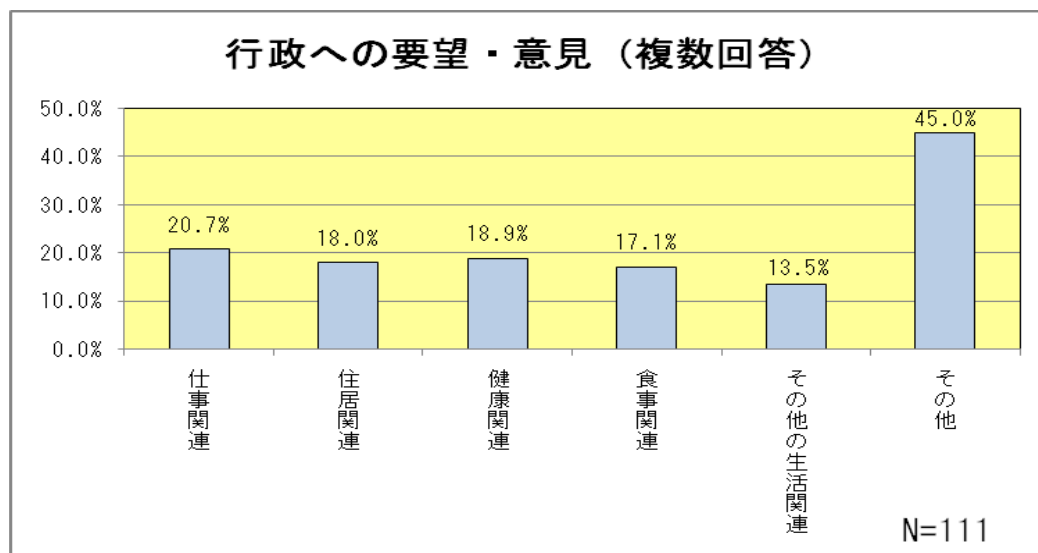
19 年調査を振り返ってみると、結婚歴のある人（内縁を含む）は 30.0%、家族・親族がいると回答した人の内、1 年間連絡が途絶えているという人は 77.4%でした。

#### キ 行政への要望・意見

仕事関連が 20.7%でした。健康関連が 18.9%、住居関連が 18.0%と続いています。

19 年調査を振り返ってみると、仕事関連と住宅関連の要望・意見が最も多くともに 65.0%となっていました。

【図9】



## 2 ホームレス自立支援施策の現状

### (1) 横浜市の施策の経過

本市には、経済状況の影響を受けやすく不安定な就労形態にある日雇労働者が、かつて数多く集まった「寿地区」と呼ばれている簡易宿泊所の密集地域があります。

本市では、昭和 58 年に関係機関、関係区局で構成した「寿地区対策協議会」を設置し、その中の「福祉対策部会」で様々な問題について協議してきました。また、ホームレスに関する問題も寿地区を中心に発生していたことから、ホームレス自立支援施策についても協議してきました。

バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷や建設業の機械化、さらに地域住民の高齢化などにより日雇労働に就けない人が増加し、この地区を中心にホームレス生活を余儀なくされた人が多数見受けられるようになりました。

こうした中、ホームレスに関する問題は、地方自治体の取り組みだけでは、人的、財政的にも限界を超えた状況に達しているとの認識から、国において、平成 11 年 2 月に関係省庁と関係都市で構成する「ホームレス問題連絡会議」が設置されました。

さらに、同年 5 月には、「ホームレス問題に対する当面の対応策について」が取りまとめられ、国と地方公共団体が一体となりホームレスに関する問題に取り組むこととなりました。

本市においても、ホームレスに関する問題が寿地区だけではなく全市的な問題となっていることや、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の施行などを踏まえ、14 年 10 月に、新たに全庁的な協議の場である「ホームレス対策関係局区連絡会議」を設置しました。

この連絡会議において、ホームレスの自立支援に関わる区、局で議論を重ね、16 年 10 月に第 1 期「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を、21 年 4 月には、第 1 期実施計画を踏まえ、第 2 期実施計画を策定しました。

現在は、この計画に基づいて、ホームレスの自立支援策を推進しています。

### (2) 第 2 期「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」の内容

平成 21 年度から 25 年度までの 5 力年間における、ホームレスの自立の支援に向けた関係区局の取組方針を定めたものです。基本的な考え方は以下の 3 点によります。

- ホームレスが、自らの意思により、安定した生活を営み、ホームレス状態から脱却し自立できるよう支援します。
- ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある不安定な就労層を、ホームレスにさせないための支援等を行っています。
- ホームレスの基本的人権を尊重し、広報活動等を行いホームレスの人権擁護に努めるとともに、地域の環境改善や、ホームレス、市民相互の安全・安心の確保を行います。

この考え方に基づき、以下の 9 つの取組方針を定めています。

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| ◆ 就労自立の支援      | ◆ 居住場所の確保             |
| ◆ 保健・医療の確保     | ◆ 個々の状況に応じたきめ細かな支援    |
| ◆ 再野宿化防止のための支援 | ◆ ホームレスとなるおそれのある人への支援 |
| ◆ 人権擁護         | ◆ 地域の生活環境の改善及び安全・安心確保 |
| ◆ 市民や民間団体との連携  |                       |

### (3) 横浜市の主なホームレス自立支援施策

#### ア ホームレス自立支援事業

本市では、早くからホームレスの自立支援施策に取り組み、昭和 54 年に屋外生活援護対策事業、平成 3 年には緊急一時保護事業を開始しました。

平成 6 年には、それらを統合し、緊急一時宿泊所「まつかげ一時宿泊所」の運営を開始し、12 年度には、公共職業安定所の職業相談室の設置等、全国初の自立支援施設として機能強化を図り、施設名称を「まつかげ宿泊所」へと変更しました。

この「まつかげ宿泊所」は、15 年 6 月に寿地区内に移転、拡充し「横浜市ホームレス自立支援施設はまかせ」（以下「自立支援施設」という。）として運営が開始されました。

18 年 7 月には指定管理者制度が導入され、(福) 神奈川県匡済会が指定管理団体として施設の管理運営を行っています。

自立支援施設では、一定期間の入所中に、次のような生活相談・支援及び就労支援等を行い、ホームレスの自立を支援しています。

#### (ア) 宿泊及び食事等の提供

宿泊、食事、衣類、日用品等の提供を行っています。入所期間は原則として 30 日以内、最大で 1 年間です。

#### (イ) 住宅相談

全日本不動産協会横浜支部から相談員を派遣してもらい、保証人を必要としない賃貸住宅の情報提供などの住宅相談を行っています。

#### (ロ) 職業相談

常勤就労を希望する方を対象に、公共職業安定所の職業相談員による職業相談等を行っています。就職活動を行うにあたり、必要となる面接のための交通費や就職支度金等の給付や貸与を行っています。

また、国が実施する日雇労働者等技能講習、ホームレス就業支援事業を活用し、ホームレスの就労自立の実現を図っています。

#### (ハ) 健康相談

心身の健康の回復及び維持のため、健康診断や、看護師による健康相談、体調・服薬管理などの支援を行っています。

#### (ニ) 簡易宿泊所借上型シェルター事業

自立支援施設への入所を希望するものの、傷病等を理由に自立支援施設への入所の可否を判断できない場合に、簡易宿泊所を借上げたシェルターを提供し、健康状態の維持・改善を図るなど支援を行っています。(利用期間 原則 7 日間)

## イ アフターフォロー事業

自立支援施設退所者の再路上化防止に向け、借上げアパートで一定期間生活することで、地域生活へ円滑に移行できるよう支援します。（利用期間 原則3カ月間）

## ウ ホームレス総合相談推進事業

### (ア) ホームレス巡回相談指導事業

本市では、昭和54年11月から関内駅周辺を中心に、ホームレスに対し相談、支援を行う夜間街頭相談を実施してきました。平成6年11月からは道路・公園等の施設管理者と自立支援施設が連携し、横浜駅周辺等においても夜間街頭相談を行ってきました。

16年4月には、区福祉保健センター及び施設管理者等と連携し、市内を巡回してホームレスに対して相談を行う、アウトリーチ（※）を専門としたホームレス巡回相談室を開設しました。現在は、この巡回相談室が行政と連携しながら巡回相談事業及び夜間街頭相談を実施しています。

（※アウトリーチ：直接、対象者のもとへ出向き支援を行う手法のこと）

### (イ) ホームレス総合相談推進事業

巡回相談指導事業を効果的に行うため、行政、ホームレス支援団体、地域住民、学識経験者を委員とする「横浜市ホームレス総合相談推進懇談会」を設置しています。

## エ ホームレス保健サービス支援事業

平成16年8月から、巡回相談室に看護師等が同行し、ホームレスに対して、健康相談等を実施することにより、健康状態等を把握し適切な保健サービスを受けられるようにするとともに、その自立を支援しています。

## オ 寿地区対策事業

### (ア) 寿地区年末年始対策事業

寿地区に居住する人で、年末年始の休庁期間中の援護を必要とする、生活に困窮した人を対象に、臨時宿泊所を設置し、休庁期間中の宿泊援護を実施しています。

### (イ) 寿生活館運営事業

寿地区内のホームレスや簡易宿泊所宿泊者などの福利厚生の向上を図ることを目的として、シャワー室、洗濯室、娯楽室等を設置しています。

平成18年7月には指定管理者制度が導入され、（公財）寿町勤労者福祉協会が指定管理団体として横浜市からの指定を受け施設の管理運営を行っています。

### (イ) 寿福祉プラザ生活相談事業

ホームレスや簡易宿泊所宿泊者などに対する生活相談や健康相談等を実施し、必要に応じて関係機関と連絡・調整を行っています。

(I) 寿町なんでもSOS班事業

寿地区内のNPO法人が、平成17年度から本市と民間団体との協働事業として、寿地区内を中心にホームレスや簡易宿泊所宿泊所などに対してアウトリーチを含めた相談活動を行い、行政対応が必要な場合は、寿福祉プラザ相談室と連携して対応しています。

カ 保健医療対策

(ア) 保健医療対策

寿地区居住者やホームレスから区福祉保健センターや寿福祉プラザなどに相談があった場合、面接相談を実施し、医療機関への受診が必要な場合には、医療機関へつなげるなどの対応を行っています。

(イ) 結核対策

結核罹患率の高い、寿地区居住者やホームレスを対象に、寿地区及び横浜市中心部で、区福祉保健センターが結核健診を定期的実施しています。

また、健康福祉局では、寿地区の結核患者の治療を確実に行うため、神奈川県立循環器呼吸器病センターなどの結核医療機関や中福祉保健センターと連携し、寿地区の（公財）寿町勤労者福祉協会診療所において横浜市DOTS事業（結核の直接服薬確認療法）を平成11年度から実施しています。

【自立支援施設の主な実績】

1 利用実績（延べ人数）

単位：人

| 年度         | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|
| 自立支援施設入所者数 | 1,248 | 1,161 | 1,257 | 1,299 |

2 年代別入所者数

単位：人

| 年度      | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 20 歳代以下 | 75    | 67    | 87    | 116   |
| 30 歳代   | 184   | 211   | 206   | 219   |
| 40 歳代   | 283   | 282   | 282   | 289   |
| 50 歳代   | 404   | 333   | 329   | 295   |
| 60～64 歳 | 177   | 152   | 192   | 178   |
| 65 歳以上  | 125   | 116   | 161   | 202   |
| 合計      | 1,248 | 1,161 | 1,257 | 1,299 |

※ 20 歳代以下及び 65 歳以上の入所者について増加傾向が見られるが  
50 歳代が減少傾向にある。

3 巡回相談事業実績

単位：件

| 年度   | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 相談件数 | 1,723 | 2,094 | 1,948 | 2,110 |

4 夜間街頭相談実績

| 年度      | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 実施回数（回） | 24    | 24    | 24    | 24    |
| 相談件数（件） | 1,134 | 1,486 | 1,948 | 1,557 |

5 保健サービス支援事業実績

単位：人

| 年度   | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者数 | 111   | 107   | 114   | 114   |

※相談は週に 2 回、看護師が巡回相談に同行して実施。

6 緊急一時宿泊事業（シェルター事業）実績

単位：人

| 年度   | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者数 | —     | —     | —     | 148   |

※平成 24 年 4 月より事業を開始

## 第2 ホームレス自立支援の推進方策

### 1 基本的な考え方

国は、ホームレスとなった要因を次のように分析しています。

**倒産・失業等の仕事に起因するもの、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等  
様々なものが複合的に重なり合っている。また、年齢層によってもその傾向は異なっ  
ている。**

**さらに、社会生活への不適応、借金による生活破たん、アルコール依存症等の個  
人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。**

また、平成 24 年 1 月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査」の結果から、ホームレスの高齢化や路上生活の長期化が一層顕著になるとともに、19 年 1 月の同調査と同様に、路上生活から脱却した後、再び路上生活に戻ってしまうホームレスの存在や、若年層については屋根のある場所との行き来の中で、路上生活の期間が短期間になりやすいといった傾向が確認されるなど、ホームレスの実態を十分踏まえるとともに、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつきめ細かなホームレス自立支援施策を講ずる必要がある、としています。

その中で、基本方針では、地域ごとのホームレス数の違い等、ホームレスに関する問題は地方公共団体ごとにその状況が大きく異なり、地域の状況に応じた施策の推進が必要であり、市町村は、基本方針に掲げる施策のうち地域の実情に応じて必要なものを積極的かつ総合的に実施することとしています。

そのため本市では、国の基本方針に則しながら、従来の本市実施計画の基本的な考え方を継承し、次の3つの視点を重視して、新たな実施計画を策定します。

#### 1 個別支援(ホームレス状態にある人)

国の基本方針にあるとおり、ホームレスとなった要因には、仕事に起因する要因のほか、個人的要因等様々なものがあり、こうした個別具体的な要因を的確に把握し、個別性を重視したきめ細かな自立支援に取り組めます。

#### 2 未然防止(ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人)

非正規雇用などの不安定な就労層を、ホームレスにさせないための支援等を行います。

#### 3 民間団体等との連携

新たな課題にも対応できるように民間団体等と緊密に連携し支援を推進します。

この基本的な考え方に基づいて、従来の取組内容を、より一層推進し、ホームレスの自立を支援してまいります。



## 2 各課題に対する取組方針

### (1) 就労自立の支援に取り組みます

本市の実態調査において、「アパートに住み、就職して自活したい」と回答した人は約15%程度に過ぎませんが、就労可能なホームレスの自立を支援する上で、就労支援は必要不可欠であると考えます。国においても、就業の機会が確保されることが最も重要であるとしています。

そこで、就労の意思があり、就労可能な状態にあるホームレスに対しては、個々のニーズや置かれた状況等に応じ、就業機会を確保できるようきめ細かな支援が必要です。

#### ア 自立支援施設で取り組む就労支援・就労準備支援

- 自立支援施設では、入所者の今後の自立生活に向け、生活支援員が入所者一人ひとりの事情や状況に応じた個別支援計画を立て支援します。その結果、就労自立を目指す人に対しては、公共職業安定所の職業相談員による職業相談等を通じて、安定した就職を実現するための支援を行います。
- また、直ちに就労への支援が困難な入所者に対しては、関係機関と連携しながら求職活動を進める上で必要な助言や支援を行います。

**実施主体：健康福祉局**

#### イ 国や神奈川県と連携した支援

- 国の行うホームレス就業支援事業では、保証人がいない、これまでのキャリアを活かしたいなど、ホームレスの個々の事情に適した求人開拓を進めています。自立支援施設等においては、この就業支援事業と連携し、就業機会を確保できるように支援します。
- 国や神奈川県など関係機関と連携し、自立支援施設の入所者を対象とした技能講習やトライアル雇用事業等を活用しながら、職業訓練の機会等を提供し、就業のためのスキルアップを支援します。

**実施主体：健康福祉局 国 神奈川県**

### (2) 居住場所確保の支援に取り組みます

自立支援施設における支援の結果、地域社会で自立した生活を営むことが可能となったにもかかわらず、保証人を確保できないことなどから、民間賃貸住宅などへの入居が困難な状況が多く見られるため、その支援を行う体制の確保が必要です。また、公営住宅の活用など支援メニューの拡充等に取り組みます。

#### 自立支援施設で取り組む、退所後の円滑な住所設定に向けた支援

- 自立支援施設において、入所者が退所後に安定した居住場所を確保できるように、利用者個々のニーズにあった民間住宅の情報提供に努めます。  
保証人が確保できない場合も、全日本不動産協会横浜支部から派遣された住宅相談員による保証人の必要ない賃貸物件の相談等を行い、住宅確保の支援に努めます。
- 保証人が確保できないことを理由に、民間賃貸住宅への入居に困窮している自立支援施設退所予定者等に対して、横浜市、民間保証会社、宅建団体等が連携し、物件の斡旋や家賃債務保証及び居住支援を行う民間住宅あんしん入居事業を実施し、入居の機会の確保及び安定した居住の継続を図ります。

**実施主体：健康福祉局 建築局**

### (3) 保健・医療の確保の支援に取り組みます

実態調査の結果、身体の不調を訴える人が約 1/3 程度いました。そのうちの 7 割以上の方が、医療機関に受診していませんでした。このような医療が必要な状態にあるにも関わらず、医療機関を受診することができない人に対する支援が必要です。

#### ア 巡回相談と連携した保健・医療の確保に向けた支援

- 巡回相談室の相談員に、看護師等が同行し、健康状態の把握及び健康相談を行う、ホームレス保健サービス支援事業を推進し、必要に応じて福祉保健センターと連携して支援を行います。

福祉保健センターは医療機関への受診勧奨等に努めるとともに、必要に応じて生活保護法の医療扶助を適用します。

**実施主体：健康福祉局 福祉保健センター**

#### イ 適切な保健・医療の確保に向けた支援

- 自立支援施設では、入所者を対象に医療機関での健康診断を実施します。また、施設に配置されている看護師が、日常の健康相談や服薬支援を実施し、入所者の健康管理に努めます。また、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行い、適切な保健・医療確保に向けた支援を行います。
- 無料低額診療事業（社会福祉法第2条第3項第9号に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業をいう。以下同じ。）を行う施設の活用を図ります。
- 入院医療等が必要な状態と判断された場合には、医療機関への入院措置を行い適切な保護を実施します。

**実施主体：健康福祉局 福祉保健センター**

#### ウ 結核への対応

- 健康福祉局と各福祉保健センターが連携して、ホームレスを対象とする結核健診を実施し、結核の早期発見に努め、適正な医療を受けられるように支援します。
- 結核患者について、治療を中断することがないよう医療機関とも連携を図り、入院中から退院後の治療終了まで服薬確認を行い、結核の適切な治療を支援します。

**実施主体：健康福祉局 福祉保健センター**

### (4) 個々の状況に応じたきめ細かな支援に取り組みます

ホームレスが自らの意思により、安定した生活を営み、ホームレス状態から脱却し自立するためには、就労による自立の支援が最も重要です。しかし、高齢化や疾病、負債の問題など、ホームレスとなる要因も個々の事情により様々です。就労を前提とした自立支援だけではなく、個々の状況に着目した支援が必要です。

自立支援施設においても、就労自立への支援だけではなく、社会生活の自立への支援にも取り組む必要があります。

## ア 個々の事情に対応した総合的な自立の支援

- 巡回相談室は、関係機関等と協力しながら、ホームレスが起居する場所を巡回し、相談・支援を行い、福祉保健センターにつなげる等、自立に向けて必要な支援・サービスが受けられるよう支援します。また、自立支援施設や福祉サービス等の利用を拒否する人等に対しては、巡回相談室、福祉保健センター及び関係機関等が連携して粘り強く働きかけます。
- ホームレスの個々のニーズや状況（年齢層〈若年、高齢〉、障害の有無など）等を把握した上で、関係機関と連携して必要な支援を検討します。
- 傷病等の理由により、自立支援施設への入所可否が判断できない場合や、緊急的、一時的に対応しなければならない場合においても、一時的に居所を設定し、ホームレス状態とならないよう関係機関と連携し支援します。
- 女性ホームレスに対しては、性別に配慮しきめ細かく支援するため、女性福祉相談員や婦人保護施設等の関係者や関係機関とも連携し対応します。
- ホームレスに至った個々の事情や状況に応じて自立支援施設や無料低額宿泊所への入所等を検討し、必要に応じて生活保護を適用するなど、自立に向けた支援を行います。
- 福祉保健センターにおいては、より安定した生活の場の確保に向け、施設や簡易宿泊所等からアパートなどの居宅生活への移行について、多面的に検討し支援します。

**実施主体：健康福祉局 福祉保健センター**

## イ 自立支援施設における社会生活の自立支援

- 自立支援施設において、宿所、食事等の日常生活上必要なサービス等を提供し、入所者の自立に向けた環境を整えます。  
また、入所者に対するアセスメント方法の工夫等により、個々のニーズを的確に把握し、個別支援計画を立てて支援します。  
アルコール依存や負債の問題など、自立を阻害する要因を抱えた人に対しては、その解決を図るため、断酒活動への参加や法律相談の利用など、きめ細かな相談・支援を行います。
- 若年層のホームレスについて、直ちに一般就労が困難な場合には、技能講習や職業訓練等の情報収集・情報提供を行うとともに、関係機関と連携した相談・支援を行い、必要に応じて中間的就労の場の確保・提供など、自立に向けた相談・支援を行います。
- 自立支援施設において常勤就労を開始した人に対しては施設内の個室を利用して、退所後の日常生活に備えた相談・支援を行い、利用者の円滑な社会生活への移行を目指します。

**実施主体：こども青少年局、健康福祉局**

### (5) 再び路上生活となることを防止する支援に取り組みます

本市実態調査の結果、自立支援施設等の利用により路上生活を脱却したにもかかわらず、安定した生活が継続されず、再度路上生活となってしまうホームレスの存在が確認されています。安定した生活を継続して営み、再び路上生活とならないようにするための支援が必要です。

## 再び路上生活となることを防止するための自立支援

- 自立支援施設では、利用者の就労自立に向けた個別支援を行いますが、その時の雇用情勢や本人の年齢、就労意欲などの就労実現のための諸条件が合わず、入所期間が満了となり退所してしまう人も少なくありません。こうした就労困難かつ就労の見込みが立たない人に対しては、入所者の意思を尊重しつつ、福祉保健センターと自立支援施設が連携して、再び路上生活とならないための支援に努めます。
- ホームレス状態から、自立支援施設における相談・支援等を通じ、就労自立をした方々が多くいますが、一方で、様々な自立阻害要因により再び路上生活に陥る人も存在します。

就労や年金収入等を理由に自立を達成して施設を退所した人を対象として、地域生活を円滑に送ることができるようアフターフォロー事業を実施し、再度路上生活に陥らない支援を推進します。

**実施主体：健康福祉局 福祉保健センター**

### (6) ホームレスとなるおそれのある人への支援に取り組みます

本市の実態調査から、路上生活に至った理由として、倒産・失業や、疾病等何らかの理由により仕事を失ったことを挙げる人が多くを占めています。仕事を失うリスクの高いものとして、従来からの課題である日雇い労働者に加え、住居喪失不安定就労者などのホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方に対しても、巡回相談など既存事業の活用により、効果的な支援を行うことが必要です。

#### ア 寿地区における支援

- 横浜市が発注する公共工事を受注した業者に対して、寿地区の日雇労働者の雇用を推奨します。

また、寿地区内に居住する方を対象とした相談窓口である寿福祉プラザ相談室において、自立支援施設や各福祉保健センター、民間団体等と協力しながら、生活の安定と向上を図るため、様々な相談への対応や情報提供を行います。

さらに、寿地区に居住する人の内、援護を必要とする人が、ホームレスとならないよう関係団体等と連携しながら個々の事情に対応した支援に努めます。

**実施主体：健康福祉局**

#### イ ホームレスとなるおそれのある人や不安定な生活状況下にある人への支援

- 雇用情勢は緩やかではありますが回復傾向にあります。しかしながら、産業構造の変化などにより、非正規雇用など不安定な雇用形態で就労する人が増加しつつあり、ホームレスとなることを余儀なくされる場合も想定されます。

このため、ホームレスとなるおそれのある人から、各福祉保健センターに就労や住居の相談、生活保護等の相談があった場合には、求職者支援制度や住宅支援給付制度等の支援施策の紹介を行うほか、場合によっては本人の意向を尊重した上で、国や県、関係機関との連携を図り、関連した施策の活用によりホームレスとならないよう未然防止に努めます。

**実施主体：健康福祉局 福祉保健センター**



## **(7) 人権擁護に取り組めます**

ホームレスに対する偏見・差別意識は、社会全体に根強くあり、ホームレスに対する暴力や嫌がらせなどの事件の背景となっていると強く考えられます。このため、本市においても市民の理解と協力を得ながらホームレスの人権擁護について取り組む必要があります。

### **ア 人権啓発への取り組み**

- 本市では、取り組むべき人権問題の1つとして、ホームレスの問題を「横浜市人権施策基本指針」に位置づけ、人権尊重の意識を育む啓発を体系的・計画的に行っています。ホームレスに対する偏見や差別意識をなくしていくため、「広報よこはま」や人権研修などを通じて人権啓発を行います。さらに、学校においても、生命尊重を基本とした人権教育の推進を図ります。

**実施主体：市民局 教育委員会事務局**

### **イ 人権擁護への取り組み**

- 自立支援施設等の施設入所者に対して、入所者本人を尊重し、その人権の擁護を第一に、利用者本位の支援・サービス提供に努めます。

**実施主体：健康福祉局**

## **(8) 地域の生活環境の改善及び安全・安心の確保に取り組めます**

ホームレスが公共施設を起居の場所とすることにより、結果としてその適正な利用が妨げられてしまうことがあります。このため、公共施設を起居の場所としているホームレスに対し、ホームレス状態からの脱却を支援することにより、その本来の適正な利用を確保する必要があります。

### **ホームレス状態からの脱却支援による、公共施設の適正な利用確保**

- ホームレスが起居の場所とすることにより、公共施設の適正な使用が妨げられているような場合は、道路、公園等の施設管理者を中心に、各関係局、福祉保健センター、巡回相談室等の関係機関やホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、施設内の巡視、テント・小屋掛け等の物件の撤去指導等を行い本来の適正な利用を確保します。物件からの移動にあたっては、当事者の人権を尊重するものとし、その方のホームレス状態からの脱却を支援します。

**実施主体：土木事務所 道路局 環境創造局 都市整備局 港湾局 交通局  
健康福祉局 福祉保健センター**

## (9) 市民や民間団体との連携に取り組めます

本市には、ホームレスに対する生活支援活動を行うNPOや民間団体があり、それぞれが個々のホームレスの事情に応じたきめ細かな支援を行っています。

また、ホームレスにとって身近に相談できる民生委員も有効な社会資源と考えます。

このため、本市のホームレス自立支援施策を進める上で、NPOや民間団体、民生委員等と意見交換を行い、協力・連携を図ることは、効果的であると考えます。

また、若年層のホームレスが増加傾向にあるなど、新たな課題に対応できるよう関係団体等との連携をさら深め、ホームレスの自立支援に取り組めます。

### 市民・民間団体との連携した取り組み

- 地域の実情を把握している民生委員や、町内会及びホームレスの支援を行う民間団体等に対して協力を求め、連携に努めます。また、民間、学識経験者、行政で構成するホームレス総合相談推進懇談会においても、本市の行う巡回相談事業等のホームレス自立支援施策について協議や意見交換を行い、ホームレスの自立支援に向けた協力・連携に努めます。
- NPO法人が本市との協働事業として取り組んでいる、寿地区内を中心とした相談活動で発見されたニーズについて、NPO法人が単独で解決困難な問題に対して必要な福祉サービスに繋げるなど、寿福祉プラザ相談室とNPO法人が連携して対応します。

**実施主体：健康福祉局**

### 第3 ホームレス自立支援施策の推進体制

#### 1 庁内推進体制

ホームレス自立支援施策の円滑な推進を目的として設置した全庁的な組織「ホームレス対策関係区局連絡会議」において、この計画の実施に向けた事業の検討等に取り組んでいきます。

#### ※ 構成

鶴見区、西区、中区、総務局、市民局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、環境創造局、資源循環局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局、交通局、教育委員会事務局

#### 2 庁外の関係機関との連携

##### (1) 国、神奈川県等関係機関との連携

計画を実施するにあたっては、国、神奈川県等関係機関と連携、協力するとともに、計画が効率的かつ効果的に進むよう、関係機関に対して各種施策の情報提供を積極的に行うことを求めるとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう協力を求めます。

##### (2) 民間団体との連携

計画を実施するにあたっては、地域団体、社会福祉法人、NPO、ホームレス支援団体等と連携し、その団体の施設や知識、人材等を活用するなど協力を求めます。

#### 3 実施計画の計画期間等

##### (1) 計画期間

この実施計画の計画期間は、国の基本方針を踏まえ、平成 26 年度から平成 30 年度までの5年間とします。ただし、国の基本方針及び神奈川県の実施計画の変更や、事業遂行上の必要により、本計画を見直す必要が生じたときはこの限りではありません。

##### (2) 実施計画の評価と次期計画の策定

実施計画の計画満了前に、ホームレスの実態調査を行うなど状況を客観的に把握するとともに、関係者や有識者等の意見を聴取して、これを参考としながら、計画に定めた施策の評価を行います。

評価結果は、公表するとともに、次の実施計画を策定する際の参考とします。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

### (ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第3条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
  - (2) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
  - (3) 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。
- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

### (ホームレスの自立への努力)

第4条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。



（国の責務）

第5条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（地方公共団体の責務）

第6条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（国民の協力）

第7条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

## 第2章 基本方針及び実施計画

（基本方針）

第8条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- （1）ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- （2）ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
- （3）ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
- （4）ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
- （5）ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項
- （6）前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

（実施計画）

第9条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、ホームレ

スに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

### 第3章 財政上の措置等

（財政上の措置等）

第10条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（公共の用に供する施設の適正な利用の確保）

第11条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

### 第4章 民間団体の能力の活用等

（民間団体の能力の活用等）

第12条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

（国及び地方公共団体の連携）

第13条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

（ホームレスの実態に関する全国調査）

第14条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十五年を経過した日に、その効力を失う。

（検討）

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成二四年六月二七日法律第四六号）

この法律は、公布の日から施行する。

## 参考資料 2

### 横浜市ホームレス自立支援施設条例

平成 15 年 2 月 25 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者(以下「ホームレス」という。)に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活指導等を行い、その自立を支援するため、横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ(以下「自立支援施設」という。)を横浜市中区に設置する。

(事業)

第 2 条 自立支援施設は、次の事業を行う。

- (1) ホームレスに対する一時的な宿泊場所並びに食事、衣類及び日用品等の提供
- (2) ホームレスに対する生活に関する相談及び指導
- (3) ホームレスに対する健康に関する相談及び指導並びに健康診断
- (4) ホームレスに対する雇用の場の確保に関する指導及び支援
- (5) ホームレスに対する居住の場所の確保の支援
- (6) その他前各号に準ずる事業

(指定管理者の指定等)

第 3 条 次に掲げる自立支援施設の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 自立支援施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 自立支援施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、横浜市のホームレスの自立支援に関する施策の方針を理解し、ホームレスの生活状況及び自立支援施設のある地域の実情等を把握して、適切かつ公平にホームレスの自立支援のための事業を実施するものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、自立支援施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第 4 条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(利用の許可)

第 5 条 自立支援施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に自立支援施設の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことができる。

- (1) 自立支援施設の設置の目的に反するとき。
- (2) 自立支援施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 自立支援施設の管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(利用の制限等)

第 6 条 指定管理者は、自立支援施設の利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは退所を命ずることができる。

- (1) 前条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月条例第 76 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市ホームレス自立支援施設条例第 5 条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜについては、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

## 第2期実施計画取組方針に対する施策評価

※実績は、特に明示がない限り平成21年4月～25年3月の4か年のものです。

また、カッコ内は第1期計画期間の平成16年4月～20年3月の4か年の実績を示します。

| 取組方針                            | 進捗状況                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                 | 取組に対する評価                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (1) 就労自立の支援に取り組めます              | ○自立支援施設の就労自立退所者 932人 (892人)<br>○施設入所者に対し、国や県の技能講習の情報提供に努めるとともに、関係機関主催による就職支援セミナーを実施し<br>就業機会確保に向け、一定の成果を上げています。今後は、これまで以上に関係機関との連携強化を図ることにより、施設入所者に対する就業機会のさらなる確保に取り組む必要があります。                                                                                  |
| (2) 居住場所確保の支援に取り組めます            | ○自立支援施設での住宅相談件数 28件 (64件)<br>○民間住宅あんしん入居事業の活用状況 4件 (26件)<br>相談件数等が大きく低下しています。居住場所確保に向け、支援メニューの拡充等の工夫が必要です。                                                                                                                                                      |
| (3) 保健・医療の確保の支援に取り組めます          | ○看護師同行による巡回相談件数 446件 (430件)<br>○自立支援施設入所者に対する健康診断や服薬支援の実施<br>○入院が必要となった場合の生活保護の適用<br>○罹患率の高い中区での無料の結核健診の実施 (年2回)<br>○中区でのハイリスク検診や服薬管理事業 (DOTS事業) の実施<br>保健医療の確保に向け、概ね計画どおりに実施できています。                                                                            |
| (4) 個々の状況に応じたきめ細かな支援に取り組めます     | ○巡回相談実施件数 7,875件 (7,832件)<br>○施設退所後の生活を見据えて支援施設内に個室を設置【23年度】<br>○円滑な地域生活移行を目指し、施設退所者を対象にアフターフォロー事業を実施【24年度末～】<br>○傷病等により集団生活が難しい施設入所者を対象に緊急一時シェルター事業を実施【24年度～】<br>巡回相談は、継続的に取り組んだ結果、着実な成果に結びついています。また、計画期間中に支援メニューを増やしていますが、多様化するホームレス、特に若年層に対する支援に取り組む必要があります。 |
| (5) 再び野宿生活となることを防止する支援に取り組めます   | ○再度路上生活防止の強化を図るため支援調整担当を設置【24年度～】<br>自立支援施設と十分連携の上、再路上化防止に結びつけられるよう着実に取り組む必要があります。                                                                                                                                                                              |
| (6) ホームレスとなるおそれのある人への支援に取り組めます  | ○日雇労働者の雇用促進を図るため本市財政局契約部を通じて文書依頼<br>○緊急的に居所を必要とする方を対象としたワンナイト事業を実施。<br>未然防止策は、既存制度の活用を含め、継続的に取り組む必要があります。                                                                                                                                                       |
| (7) 人権擁護に取り組めます                 | ○「横浜市人権施策基本方針」にホームレスの項目を設定し、ホームレスに対する偏見・差別をなくすための啓発に努めました。<br>計画どおりに取り組むことができます。                                                                                                                                                                                |
| (8) 地域の生活環境の改善及び安全・安心の確保に取り組めます | ○平成19年に一時宿泊施設中村川寮を設置し、近隣に居住するホームレスに入所を促しました。入所が完了したため、23年度で終了しています。<br>計画どおりに取り組むことができます。                                                                                                                                                                       |
| (9) 市民や民間団体との連携に取り組めます          | ○横浜市ホームレス総合相談推進懇談会を設置し、民生委員や町内会長などからホームレス自立支援施策全般に関する意見交換を実施<br>○平成20年度より、官民協働事業である「寿町なんでもSOS班事業」を実施<br>施策に反映できるよう市民や民間団体の意見を聴くことができる体制が整っています。今後は、新たな課題に対応できるよう見直し等に取り組む必要があります。                                                                               |





横浜市健康福祉局援護対策担当  
平成26年4月発行  
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地  
電 話 045-671-2425  
FAX 045-664-0403  
e-mail [kf-entai@city.yokohama.jp](mailto:kf-entai@city.yokohama.jp)